**＜参考＞　21世紀の国際博覧会**

○　国際博覧会は、情報化や国際化の流れの中で、その意義が問い直され、1994年の第115回BIE総会での決議では、「現代社会の要請にこたえる今日的なテーマ」を有することが求められた。また、テーマは、他の考慮事項と並んで、「自然環境保護の必要性から諸問題を浮き彫りにするものであること」とされた。

○　このBIE総会の決議は、従来の新製品や新技術を陳列する人類の営みの「到達点」をみせるより、広く地球規模の諸課題に関し、世界に共通意識を普及させ、連帯してその解決に向かう「出発点」になることを期待したもので、国際博覧会の性格を大きく変えるものであった。

○　このBIE総会の決議を受けて、2000年に開催されたハノーバー国際博では、1992年の国連環境会議（リオデジャネイロ）で採択された「アジェンダ２１」を踏まえて、「持続可能な開発」を開催構想とし、「人間・自然・技術」がテーマとされた。

○　さらに、この考え方は、２１世紀に初めて開催された「愛・地球博」においても引き継がれていくこととなり、その後の国際博覧会でも、現代社会のニーズとして重視される地球的課題解決の寄与する計画が、テーマに反映されている。

**２１世紀の国際博覧会のテーマ**

2005年（愛知（日本））：「自然の叡智」

2008年（サラゴサ（スペイン））：「水―持続可能な開発」

2010年（上海（中国））：「より良き都市、より良き生活」

2012年（麗水（韓国））：「生きている海と息づく沿岸」

2015年（ミラノ（イタリア））：「地球に食料を、生命にエネルギーを」

2017年（アスタナ（カザフスタン））：「未来のエネルギー」

2020年（ドバイ（アラブ首長国連邦））：「心をつないで、未来を創る」

**＜参考資料１＞**

**第115回 BIE（博覧会国際事務局）総会決議**

**（1994年6月8日）（抜粋）**

**【国際博覧会の目的】**

― 　国際博覧会は、人類の知識の向上および相互理解並びに国際協力への貢献を本質的に目的とすることにある。

― 　目標は、諸民族、諸国家の文化的なアイデンティティに対する理解を深めること、既に達成された進歩および未来への展望を一般大衆へ周知すること、・・・・により達成されなければならない。

（以下、略）

**【今後の国際博覧会の要件（抜粋）】**

―　 より高い価値とより広範な影響力をもつこと。

― 　自然及び環境の尊重が人類にとって極めて重要であることを反映させること。

**【決議第１号：博覧会のテーマ】**

― 　全ての博覧会は、現代社会の要請に応えられる今日的なテーマがなくてはならない。

―　 テーマは、全ての参加者がそれを表現できるほどに十分大きなものであって、当該分野における科学的、技術的及び経済的進歩の現状と、人類的、社会的な要求及び自然環境保護の必要性から諸問題を浮き彫りにするものでなければならない。

（以下、略）

**【決議第２号：環境への会場の組み込みと跡地利用の条件】**

― 　会場及び会場へのアクセスに関するインフラストラクチュアの環境への組み込みの条件、公害発生の危険度の低減、及び緑地の保護と設置、並びに不動産開発の質について。

―　 博覧会閉会後の会場跡地とインフラストラクチュアの再利用について。

**＜参考資料２＞**

**国際博覧会条約**（1928年11月22日にパリで署名、1948年、1966年、1972年1988年に改正）

1. 定義及び目的
2. 定義

1．　博覧会とは、名称のいかんを問わず、公衆の教育を主たる目的とする催しであって、文明の必要とするものに応ずるために人類が利用することのできる手段又は人類の活動の一若しくは二以上の部門において達成された進歩若しくはそれらの部門における将来の展望を示すものをいう。

2．　博覧会は、二以上の国が参加するものを、国際博覧会とする。

3．　国際博覧会の参加者とは、当該国際博覧会に公式に参加している国の陳列区域にあるその国の展示者、国際機関、当該国際博覧会に公式には参加していない国の展示者及び当該国際博覧会の規則により展示以外の活動特に場内営業を行うことを認められた者をいう。

1. 条約の適用範囲

1．　この条約は、次のものを除くほか、すべての国際博覧会について適用する。
　　　（a）開催期間が三週間未満である国際博覧会
　　　（b）国際美術展覧会
　　　（c）主として商業的な性格を有する国際博覧会

2．　この条約の適用上、国際博覧会は、開催者の付する名称の如何を問わず、登録博覧会と認定博覧会に区分する。

1. 国際博覧会の開催に関する一般的な条件
2. 登録博覧会

次の条件を満たす国際博覧会は、第25条に規定する博覧会国際事務局（以下「国際事務局」という）による登録の対象となる。

（A）開催期間が6週間以上6ヶ月以内のものであること。

（B）参加国が使用する博覧会用の建造物に関する規則が一般規則において規定されていること。不動産に課せられる租税が招請国の　　法令により要求される場合には、この租税は、開催者が負担する。国際事務局の承認した規則に従って実際に提供された役務については、対価を求めることができる。

（C）1995年1月1日以降は、二の登録博覧会の間には少なくとも五年の間隔を置くこと（最初の登録博覧会については、1995年に開催することができる。）但し、国際事務局は、国際的な重要性を有する特別な出来事を記念することができるようにするため、前段に規定する間隔を一年を超えない範囲で短縮することができる。もっとも、次回の登録博覧会については、五年の間隔を短縮することなく開催した場合の間隔に従って開催する。

第4条　認定博覧会

（A）次の条件を満たす国際博覧会は、国際事務局による認定の対象となる。
　　1．開催期間が三週間以上三ヶ月以内のものであること。
　　2．明確なテーマを掲げるものであること。
　　3．会場の総面積が25ヘクタールを超えないものであること。

　　4．開催者が建設する施設を参加国に割り当てるに当たって、すべての賃貸料、料金、租税及び費用（提供された役務にかかわるもの　　　を除く。）を免除する者で　あること（一の国に割り当てられる面積は千平方メートルを超えてはならない。）ただし開催国の経済上及び財　政上の状況によって正当とされる場合には、国際事務局は、無償で提供する義務の例外を認めることができる。

5．この（A）の規定による認定博覧会については、二の登録博覧会の間において一に限って開催することができる。
6．同一の年においては、登録博覧会又はこの（A）の規定による認定博覧会のいずれかに限って開催することができる。

（B）国際事務局は、また、次に掲げる国際博覧会を二の登録博覧会の間に開催されるものとして認定することができる。
1．装飾美術及び現代建築に関するミラノ・トリエンナーレ（以前から開催されていた伝統的なものであることを理由として認定されるものであり、本来の特徴を維持していることを条件とする。）
2．国際園芸家協会が承認したA類1の園芸博覧会（異なる国において開催される場合には2年以上の間隔を、同一の国において開催される場合には10年以上の間隔を置くことを条件とする。）

第5条　　（　省　略　）

第三章　登録又は認定

第6条　国際博覧会の登録を受けるための申請　　（　省　略　）

第7条　国際博覧会の登録について2以上の国が競合する場合の決定

1．国際博覧会の登録又は認定について二以上の国が競合する場合において合意が得られないときは、それらの国は、国際事務局の総会の決定を求めるものとし、総会は、提出された意見並びに、特に、歴史的又は道義的な特別の理由、最近の国際博覧会後の経過期間※及び競合する各国の既に開催した国際博覧会の数を考慮して決定を行う。

2．国際事務局は、特別の事情がある場合を除くほか、登録又は認定については、締約国の領域内において計画される国際博覧会を優先させる。

第8条　～　　（　省　略　）

※国際博覧会を同一国で開催する場合に必要な間隔

　　「博覧会の登録申請に関する規則（ＢＩＥ）」において、『１５年以上』と規定